

一般社団法人桐生市観光物産協会「きりゅうファンクラブ」会則

(名称)

第1条 この会は、名称をきりゅうファンクラブ(以下「ファンクラブ」という。)と称する。

(主旨・目的)

第2条 ファンクラブは、桐生市を愛する者(個人)に対し、本会を通じてさまざまな特典やサービスを提供することにより、桐生市の観光振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 ファンクラブの事務所は、群馬県桐生市本町5丁目354号の一般社団法人桐生市観光物産協会(以下「観光物産協会」という。)に置く。

(運営・管理)

第4条 ファンクラブは、観光物産協会がその運営・管理を行う。

(会員)

第5条 ファンクラブは、桐生市を愛し、本会則を承認のうえ入会手続きを行った個人を会員とする。

(会費)

第6条 年会費は1,000円とし、納めた時点で会員資格を取得する。なお、会費納入後は、年会費の返却はしないものとする。

(会員証)

第7条 (1) 会員には「きりゅうファンクラブ会員証」(以下、「会員証」という。)を発行する。
(2) 会員証の紛失、盗難等があった場合は、観光物産協会へ連絡すること。
(3) 会員証は会員本人のみ利用可能であり、不正使用が発覚した場合は直ちに会員証を観光物産協会に返却しなければならない。

(会員の有効期間)

第8条 会員の有効期間は次の通りとする。
(1) ファンクラブ会員の有効期間は、毎年度9月1日から翌年の8月31日までとする。
(2) 期間の途中から入会された場合も8月31日を有効期間とする。

(特典の利用)

第9条 会員は、会員証の提示またはファンクラブが定めた方法により、会員であることが確認できた場合のみ特典を受けることができる。

(退会)

第10条 次に該当する場合、会員はファンクラブを退会するものとする。
(1) 会員より退会の申し出があった場合
(2) 年会費を納めない場合
(3) ファンクラブの活動の妨げとなる行為等があった場合
(4) その他、観光物産協会が会員として不適当と認めた場合

(届出の変更)

第11条 会員の届出事項(住所・氏名等)に変更が生じた場合は、直ちに観光物産協会に届出なければならない。届出がない場合は、郵便物等が未着でも観光物産協会は一切責任を負わない。

(施行期日)

附 則 この会則は、令和3年9月1日から施行する。